

# 合意書における問い合わせ簡素化プロトコル（院外処方箋）

令8年6月1日

## 岩手県立久慈病院

「合意書における問い合わせ簡素化プロトコル」について岩手県立久慈病院と保険薬局（地域薬剤師会）との間で「合意書」を取り交わすこととする。

下記事項について「合意書」を交わすことで、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。

なお、「合意書における問い合わせ簡素化プロトコル」の運用は、外来の疑義照会にかかる時間を減らすことが可能となる。また、医師の負担軽減につながることから今後は、「合意書」を交わした保険薬局の薬剤師に判断を委ねた対応とする。

### 【疑義照会不要の原則】

1. 変更は、必ず患者に服用方法、費用等を説明し同意を得てから行う。
2. 変更後は、必ず「合意書における疑義照会報告書」を病院へ提出すること。「別紙」
3. 修正可能なものに関しては次回からの処方に反映させることとする。
4. 下記に疑義照会不要例を①～⑦に示す。尚、医療用麻薬及び抗がん剤については除外とする。
5. 不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行うこと。
6. 非採用薬の変更は次回処方箋に反映されない。

### ①同一成分名の変更に関すること。

（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇒後発医薬品、後発医薬品⇔後発医薬品）間の変更調剤を可能とする。

Rp1) 「グラクティブ®錠 50mg」⇔「ジャヌビア®錠 50mg」

Rp2) 「タケプロン®OD錠 15mg」⇒「ランソプラゾール®OD錠 15mg」

Rp3) 「ノルバスク®錠 10mg」 ➡ 「アムロジン®錠 10mg」（薬価↘）

Rp4) 「アムバロ®配合錠」 ⇒ 「バルサルタン®OD錠 80mg、アムロジピン®OD錠 5mg」

#### 【特記事項】

※用法用量が変わらないこと

※患者に（薬効・安定性・価格・利便性等）説明し同意のうえ変更すること

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

## ②同一医薬品の「規格・剤形」変更に関すること。

Rp1) 「オルメテック®錠 20mg : 0.5錠」 ⇔ 「オルメテック®錠 10mg:1錠」

Rp2) 「ドグマチール®カプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール®錠 50mg」

Rp3) 「メマリー®錠 20mg」 ⇔ 「メマリー®OD錠 20mg」

【散剤】

Rp4) 「ミヤBM®細粒」 ⇔ 「ミヤBM®錠」

【特記事項】

※コメントに「0.5錠で調剤 **規格変更不可**」等の指示がある場合は除く

※散剤、液剤の変更は（可・**不可**）とする。

※用法用量が変わらないこと（外用剤：**合計処方量が変わらない場合に限る**）

※患者に（薬効・安定性・価格・利便性等）説明し同意のうえ変更すること

※適応症に留意すること

## ③処方日数（数量）の変更による適正化に関すること。

1) 残薬（外用薬も含む）の適正化（残薬調整）：患者から調整依頼された場合等を含む

Rp1) 「プラビックス®錠 75 mg 30日分」 → 「27日分」（3日分残薬があるため）

【特記事項】

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

2) ビスホスホネートの（1回/週、1回/月）製剤あるいはDPP-4阻害薬の（1回/週）製剤など、連日投与の他剤と同一日数の場合（各Rpとの日数の矛盾が明確な場合：薬剤の製剤特性等）

【他の処方薬が14日分処方の時】

Rp1) 「アレンドロン酸錠 35mg : 1錠 分1 起床時 14日分」 → 「2日分」

【特記事項】

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

3) 「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他剤と同一日数の場合（各Rpとの日数の矛盾が明確な場合：用法コメント等）

【他の処方薬が30日処方の時】

Rp) 「バクタ配合錠 1錠分1 朝食後 1日おき 30日分」 → 「15日分」

**【特記事項】**

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

※小児科はこれに該当しない。

4) 残薬確認に基づく処方日数（数量）の調整

（調剤時残薬調整加算への対応）

患者面談、薬歴、持参薬確認等により残薬が確認され、プロトコルに基づき、処方日数（数量）の調整が必要と薬剤師が判断した場合は、疑義照会を簡略化し、残薬調整を行うことができる。

**【変更例】**

**【他の処方薬が 30 日分処方の時】**

Rp1) 「アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠 分 1 朝食後 30 日分」

患者より「10 日分残っている」と聴取

→ 「20 日分」へ変更

Rp2) 「ロスバスタチン錠 2.5mg 1 錠 分 1 夕食後 30 日分」

薬歴および残薬確認により 7 日分残薬あり

→ 「23 日分」へ変更

**【内服薬における残薬調整の特記事項】**

原則として「7 日分以上相当」の残薬調整を対象とする。

※「7 日分以上相当」の考え方は以下のとおりとする。

① 内服薬：調剤日数として 7 日分以上

② 頓服薬：7 回分以上

※ 6 日分以下の調整についても、調整理由が明確であり、薬歴等へ記録を行った場合は対応可能とする。

※ 処方日数（数量）をゼロにはできない。

※ 残薬調整後は、必ず「合意書における疑義照会報告書」に記載し病院へ報告すること。

※ 次回受診予定日を考慮し、治療継続に支障が生じない範囲で調整すること。

※ 以下の場合には従来どおり疑義照会を行うこと。

- ・処方意図が不明な場合
- ・アドヒアランス低下により治療上問題が懸念される場合
- ・麻薬、抗悪性腫瘍薬、厳格な管理が必要な薬剤の場合
- ・残薬理由が副作用や自己中断による可能性がある場合

※ 調剤時残薬調整加算の算定可否については、当該患者の算定要件を確認したうえで対応すること。

#### ④用法の変更(添付文書上、定められている薬剤の用法変更に関すること。)

- 1) 薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものは、疑義照会を不要とすることができる。

Rp) 医師了解のもとで処方された漢方薬、制吐剤(ドンペリドン等)、糖尿病薬、EPA製剤

##### 【特記事項】

※ 食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明すること。

#### ⑤調剤方法の変更(アドヒアランス等の理由による『一包化・粉碎・混合調剤』に関すること。)

「患者希望」あるいは「アドヒアランスが改善される」場合のみとする。

##### 【特記事項】

※コメントに「1包化不可」とある場合は除く

※必ず患者さんに服用方法ならびに**患者負担額**について**説明後、同意を得て**調剤すること

※医薬品の安定性に留意すること(遮光・吸湿性等)

#### ⑥外用薬に関する変更

##### 「同一成分名」の変更

Rp1) 「アルピニー坐剤 100 mg」⇔「アンヒバ坐剤 100 mg」

(先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇒後発医薬品、後発医薬品⇔後発医薬品)間の変更調剤を可能とする。

##### 「規格・剤形」変更

Rp2) 「マイザー®軟膏 0.05% (5g) 2本」⇒「マイザー®軟膏 0.05% (10g) 1本」

Rp3) 「フェルビナクハップ 70mg (6枚入り) 7袋」 ⇔ 「フェルビナクハップ 70mg (7枚入り) 6袋」

### 「処方日数(数量)」の変更

Rp4) 「テルビナフィン塩酸塩クリーム 1% 30g」 → 「20g」 (1本残薬があるため)

### 「外用剤の用法(適用部位、適用回数等)」の追記(薬歴上あるいは患者面談により用法が明確な場合)

Rp5) ロキソプロフェン Na テープ 100mg 3袋 1日1回 → 1日1回 部位：腰

例：(口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合)

#### 【特記事項】

※用法用量が変わらないこと

※患者に(薬効・安定性・価格等)説明し同意のうえ変更すること

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

※軟膏⇔クリームの製剤変更は、(可・不可)とする。

※外用剤のパップ剤とテープ剤の変更調剤(可・不可)とする。

※小児科はこれに該当しない。

#### 【外用剤における残薬調整の特記事項】

- ※ 外用剤についても、患者面談、薬歴、使用状況等により残薬が確認できた場合は、必要最小限となるよう処方数量を調整できる。
- ※ 「7回分以上相当」の判断については、塗布部位、塗布回数、使用量等を考慮し、薬剤師が適切に判断すること。  
例えば、抗真菌薬クリーム等は塗布範囲や使用方法によって使用量が異なるため、薬剤師が実使用状況を確認したうえで調整すること。
- ※ 原則として、治療継続に支障が生じない範囲で調整すること。
- ※ 塗布部位、使用回数、使用量等を確認し、適正使用に問題がないことを確認すること。
- ※ 外用剤の残薬調整を行った場合は、その理由および確認内容を薬歴へ記録すること。
- ※ 処方意図が不明な場合や、症状悪化が懸念される場合は疑義照会を行うこと。

**⑦その他「合意事項」に関すること。（自院の状況に合わせた取り組み等に関する事項）**

- ・ 疑義照会を簡素化できない事項
  
- ・ 各種問い合わせ窓口
  - 処方内容（調剤に関する疑義・質疑など）
  - 処方医に電話にて疑義照会を行うこと。
  - 受付時間：平日午前9時から午後5時

以上

作成 令和6年9月1日

改訂 令和8年6月1日